

第45回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月19日（金曜日）
午前10時（開場：午前9時）

開催場所

東京都港区台場一丁目9番1号
ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役2名選任の件

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本定時株主総会におきましては、極力、当日ご出席を見合わせられ、書面またはインターネットにて議決権をご行使されますことを強くご推奨申し上げます。また、ご来場記念品は廃止とさせていただきます。

株式会社第一興商

証券コード：7458

Contents

■ 株主総会招集ご通知	
第45回 定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使のお願い	4
インターネットによる議決権を 行使される場合のお手続きについて	5
(提供書面)	
■ 事業報告	
1.企業集団の現況に関する事項	7
2.会社の株式に関する事項	16
3.会社の新株予約権等に関する事項	17
4.会社の役員に関する事項	18
5.会計監査人の状況	21
■ 連結計算書類	
連結貸借対照表	22
連結損益計算書	23
■ 計算書類	
貸借対照表	24
損益計算書	25
■ 監査報告書	
連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書	26
計算書類に係る 会計監査人の監査報告書	28
監査役会の監査報告	30
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	31
第2号議案 監査役2名選任の件	32

株主の皆様へ



代表取締役社長
保志 忠郊

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、全世界的に新型コロナウイルスの感染が広がっております。罹患された方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、医療従事者をはじめ、感染拡大防止にご尽力されている皆様に深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの拡大は、当社事業にも大きな影響を与えています。2月後半以降、カラオケ・飲食店舗事業の売上が外出自粛の高まりなどを受け大幅に減少するなど、当期決算にも少なからず影響を及ぼし、また、足元の進捗期におきましても、緊急事態宣言の発出以降、感染症拡大防止の観点から全店舗の臨時休業を余儀なくされたほか、主業である業務用カラオケ事業においても、顧客店舗の休業・閉店等、マイナス影響を受けるものと予測しております。

当社グループは「もっと音楽を世に、もっとサービスを世に」の社是のもと、1人でも多くの人に1曲でも多くカラオケを楽しんで頂くことを長期的なテーマとして、事業活動を行ってまいりました。かかる状況下で、当社グループが今なすべきことは、資金調達や徹底したコスト削減により手元資金の流動性に万全を期すとともに、正常な事業活動が可能となる日に向け、より安全性の高い店舗オペレーションを構築し、皆様にカラオケの楽しさを提供する環境を整えることであると考えております。

カラオケは今や、老若男女すべての方々が楽しめる身近なレジャーとして定着したばかりでなく、超高齢社会と言われる現代において、健康寿命の延伸に寄与するコンテンツとして介護施設や健康教室等にも活躍の場を広げてまいりました。現在の苦境を乗り越え、日本が再び立ちあがる場面において、カラオケは必ず社会に必要とされるサービスとなります。このカラオケを安心して安全に楽しむ場所を提供し、歌で皆様の心に潤いをもたらすことが、リーディングカンパニーとしての当社グループの使命であると考えております。

株主の皆様には、引き続きのご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2020年6月

株主総会招集ご通知

証券コード 7458

2020年6月1日

株主各位

東京都品川区北品川五丁目5番26号

株式会社第一興商

代表取締役社長 保志忠郊

第45回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、極力、当日ご出席を見合わせられ、書面またはインターネットにて議決権をご行使されますことを強くご推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、次頁のご案内をご参照いただき、2020年6月18日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時（開場 午前9時）

2.場 所 東京都港区台場一丁目9番1号
ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス

3.目的事項

報告事項

- 1.第45期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.第45期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.dkkaraoke.co.jp/>）に掲載させていただきます。

ウェブ開示に関する事項

次の事項につきましては、法令並びに当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.dkkaraoke.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①事業報告の会社の体制及び方針
- ②連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の連結注記表
- ③株主資本等変動計算書及び計算書類の個別注記表

議決権行使のお願い

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権の行使は、以下の方法がございます。

株主総会のご出席をお控えいただく場合、又はご出席いただけない場合

「郵送」又は「インターネット等」で事前に議決権を行使いただけます。



郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せず提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

期日

2020年6月18日（木曜日） 午後6時までに到着



インターネット等

パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って賛否を入力してください。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

期日

2020年6月18日（木曜日） 午後6時までに入力

インターネットによる行使方法のご案内については次頁をご参照ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

株主総会にご出席いただける場合



会場受付にご提出

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

日時

2020年6月19日（金曜日） 午前10時（開場午前9時）

場所

ヒルトン東京お台場1階 ペガサス

書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

議決権行使期限

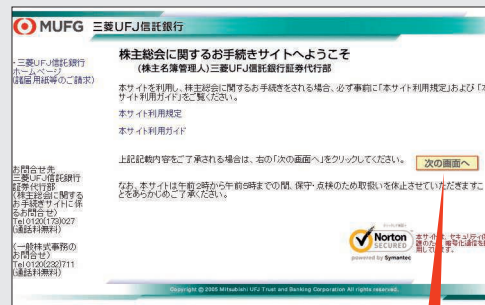
2020年6月18日（木曜日）午後6時まで

ご注意事項

- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

議決権行使サイトのご利用方法

1. 議決権行使サイトにアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行 証券代行部

■ログイン

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」をクリックしてください。
(4桁5桁で入力してください)

ログインID (半角)

パスワード または仮パスワード (半角)

パスワードを変更する場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力ください。パスワード変更画面へ移動してください。

ログインID、仮パスワードは議決権行使書用紙に記載されています。
仮パスワードによるログインの際は、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、株主様ご指定の任意のパスワードに変更お手続きください。

パスワードを失念またはロックしてしまった場合は、「パスワード初期化の届出書」の取扱い必要事項を記入の上、三菱UFJ信託銀行 証券代行部へご連絡ください。

パスワード初期化の届出書お申し込み: Adabo System Response Mail (AdaboMail™) でお申し込みいただけます。
お申し込みは必ずお申し込みページから行ってください。お申し込みは24時間受付です。

お問合せ先
三菱UFJ信託銀行
証券代行部
(株主総会に関するお手続きサイトに係るお問い合わせ)
Tel:01201730027
(直通料無料)
(一般株式事務のお問合せ)

「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力

MUFG 三菱UFJ信託銀行

パスワードのご変更

パスワードを変更いたします。現在のパスワードと新しいパスワード(株主様ご指定の任意のパスワード)を入力してください。

- ・確認のため「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に同じ内容を入力してください。
- ・「送信」を選択すると新しいパスワードが有効となります。

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認用) (半角)

※12桁までの小文字の半角英数字のみ入力可能です。

- ・仮パスワードでログインした場合、セキュリティ保持のため、新しいパスワード(株主様ご指定の任意のパスワード)への変更が必要となります。
- ・当財団株主総会開催の届出書、新しログインID、仮パスワードをご登録する必要があります。それ以前にご登録済みの場合は、お手持のログインIDと、今後変更が必要なパスワードが必要となりますので、失念にならないようご注意ください。

「送信」をクリック

以降画面の案内に沿って
賛否をご入力ください。

パスワードのお取り扱いについて

- ① 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、(株)ICが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

1 企業集団の現況に関する事項

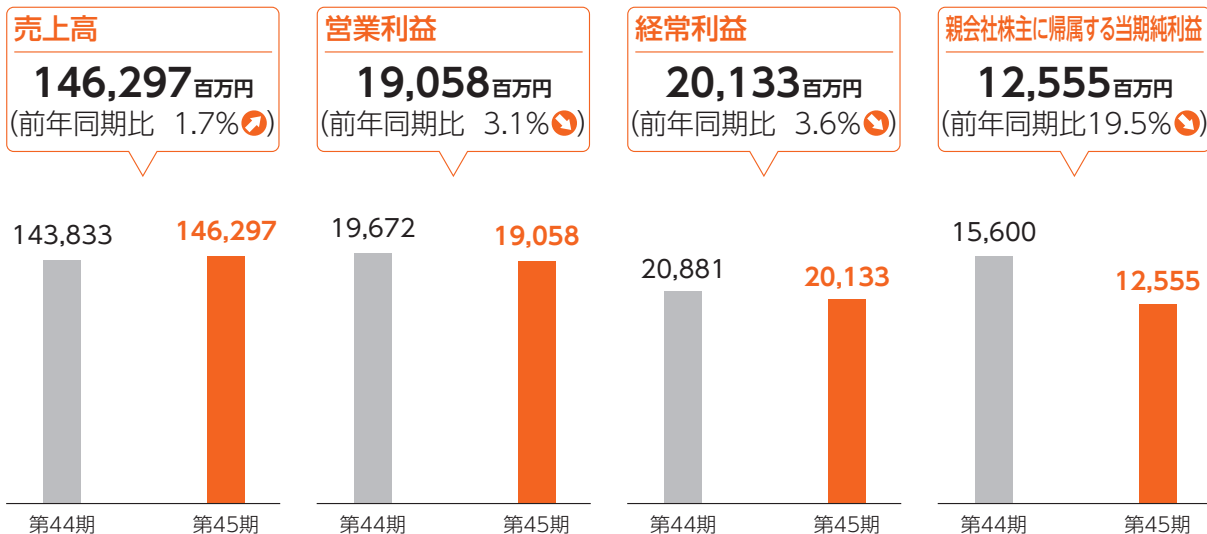
(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2019年4月1日～2020年3月31日)におけるわが国の経済は、米中貿易摩擦の深刻化などによる世界経済の減速懸念があるなかで、企業収益の改善や設備投資の増加を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大が経済活動にも大きく影響し、足元においては過去に経験したことのない厳しい経済環境となっております。

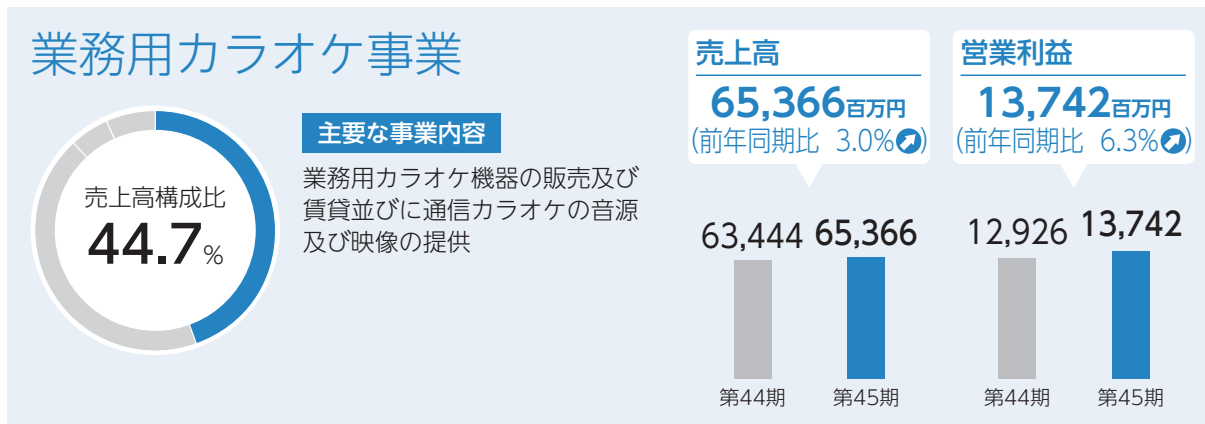
当カラオケ業界におきましては、ナイト市場は依然として緩やかな減少傾向が続いたものの、カラオケボックス市場における大手チェーンを中心とした都市部への出店意欲は旺盛でありました。また、エルダー市場においては、認知症予防の観点から、自治体による「通いの場」創出にカラオケ活用が期待されることなどから、市場は順調に拡大いたしました。しかしながら、2月後半以降は国内での新型コロナウイルス感染拡大に伴い、不要不急の外出自粛が求められるなかで、ナイト店舗及びカラオケボックスを中心に集客が大幅に減少するなど、大きな影響を受けております。

当社グループにおきましては、業務用カラオケにおける新商品の発売効果やカラオケ・飲食店舗の既存店が好調に推移したことなどにより、売上・利益とも公表計画に対し順調に進捗しておりましたが、2月後半以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、カラオケ・飲食店舗事業の売上が大幅な減少を余儀なくされました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は過去最高となる146,297百万円(前年同期比1.7%増)、利益面におきましては、営業利益は19,058百万円(同3.1%減)、経常利益は20,133百万円(同3.6%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前年にあった不動産譲渡に伴う特別利益が剥落したことなどから12,555百万円(同19.5%減)となりました。



事業区分別の概況は、以下のとおりであります。



当事業におきましては、引続き機器賃貸件数の拡大と旧機種から新機種への入替え促進による安定的収益基盤の強化に努めるとともに、ミュージックビデオやLIVE映像の独占配信など、カラオケDAMの商品力強化に注力いたしました。エルダー事業におきましては、認知症予防へのカラオケ活用効果の認知拡大に努め、稼働台数の拡大に注力いたしました。

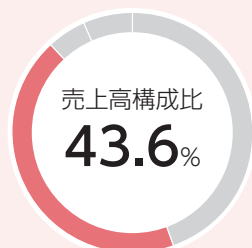
また、10月に発売した新たなフラッグシップモデル「LIVE DAM Ai (ライブダムアイ)」は、歌う楽しさをさらに追求した機能が好評をいただき、計画を上回る出荷状況となりました。

なお、当期末までにおいては、コロナ禍による当事業への大きな影響はありませんが、今後事態が長期化することで、顧客店舗の休業・閉店の増加による影響を受けるものと予測されます。

以上の結果、新商品の市場投下に伴って機器賃貸資産やコンテンツの償却コスト及び販売費は増加したものの、新商品の出荷が好調に推移し、機器賃貸件数が順調に拡大したほか、営業資産買収による一時費用が前年に比べ大きく減少したことなどにより、売上高は前年同期比3.0%の増収、営業利益は前年同期比6.3%の増益となりました。



カラオケ・飲食店舗事業



主要な事業内容

カラオケルームの運営及び飲食店舗の運営

売上高

63,710百万円
(前年同期比 0.1% ↓)

63,799 63,710

第44期

第45期

営業利益

6,255百万円
(前年同期比 21.8% ↓)

8,001 6,255

第44期

第45期

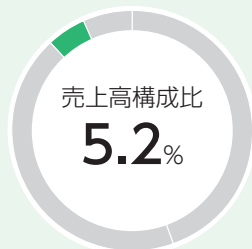
当事業におきましては、優良立地への出店と、顧客満足度の向上によるブランド力強化に努めました。ハード面においてはカラオケ23店舗、飲食16店舗を出店して業容拡大を図り、ソフト面においてはビッグエコー全店で8種類のスマホ決済や交通系電子マネーの取り扱いを開始するなど、お客様の利便性向上を進めるほか、引続き教育研修を強化し、提供するサービスの品質向上に努めました。また、ダーツバー&カラオケ「REGALO」4店舗をはじめ、新業態の開発と新規顧客の開拓に注力しております。

新型コロナウイルスの当事業への影響は、感染拡大による外出自粛気運の高まりに伴い、2月後半以降、段階的に拡大いたしました。当社グループでは、感染症の拡大防止及びお客様・従業員の安全確保の観点から、3月末の週末に外出自粛要請のあった6都府県の全店舗を臨時休業としたほか、その他の地域においても一部臨時休業や営業時間短縮を実施いたしました。その影響から、当事業における3月度単月の売上高は、前年同月比約4割の減収となりました。

以上の結果、既存店が堅調に推移したことに加えて出店効果もあり、売上・利益とも公表計画に対し概ね順調に進捗しておりましたが、3月度の大幅な減収の影響により、当事業の売上高は前年同期比0.1%の減収となりました。利益面におきましては、店舗数増による固定費の増加及び人件費増、並びに出店にかかわるコストの影響などから、営業利益は前年同期比21.8%の減益となりました。



音楽ソフト事業



主要な事業内容

音楽・映像ソフトの制作及び販売

売上高

7,651百万円
(前年同期比 1.8% )

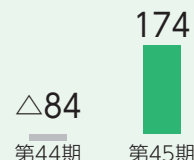
7,788 7,651

第44期

第45期

営業利益

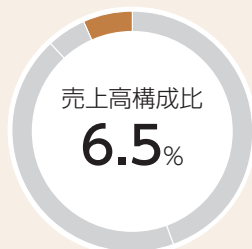
174百万円
(前年同期比 -)



当事業におきましては、当社グループネットワークを積極的に活用するなかで、引続きヒット曲の創出、新人アーティストの発掘に努め、一定の成果を収めました。また、業績不振が続く子会社2社の事業基盤強化を図るため、9月に組織再編を行い、業務の効率化を図りました。

以上の結果、売上高は前年同期比1.8%の減収、営業利益は258百万円の増益となりました。

その他の事業



主要な事業内容

BGM放送事業、不動産賃貸、
パーキング事業ほか

売上高

9,568百万円
(前年同期比 8.7% )

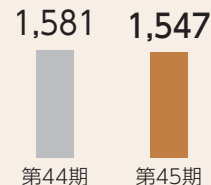
8,801 9,568

第44期

第45期

営業利益

1,547百万円
(前年同期比 2.2% )



当事業におきましては、「ザ・パーク」ブランドで展開するパーキング事業が順調に拡大しているほか、コンシューマー向けストリーミングカラオケサービスなども堅調に推移いたしました。

以上の結果、パーキング事業収入の増加などにより売上高は前年同期比8.7%の増収、営業利益におきましては、前年の一時的な不動産収益の剥落があったことや、パーキング事業の拡大にかかわるコストが増加したことなどから前年同期比2.2%の減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、カラオケ機器の新機種への更新投資のほか、カラオケルーム店舗及び飲食店舗の新規出店や店舗リニューアルなどに18,359百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資及び社債発行、多額の借入れによる資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、国内外における新型コロナウイルスの感染拡大について、収束時期の予測が難しいことから、引続き先行き不透明な状況で推移するものと予想されます。

当カラオケ業界におきましては、感染症拡大防止のための外出自粛や休業要請の影響により、主力市場であるナイト市場、カラオケボックス市場とも非常に厳しい経営環境が継続するものと予想されます。

当社グループにおきましても、緊急事態宣言の発出以降、全ての直営店舗（カラオケ548店舗、飲食204店舗）を臨時休業とするなど、感染拡大防止とお客様及び従業員の安全確保のための対応を行っており、今後の状況次第では長期化することも想定されます。また、業務用カラオケ事業においても、顧客店舗の一時休業あるいは閉店が増加し、稼働台数が減少することが見込まれます。

このような状況に対応するため、短期的には資金調達を含め、手元資金の流動性確保に努めること及び、店舗の営業再開に向け、衛生面においてより高い安全性を確保できるオペレーションを確立することが必要と考え、その準備を進めております。

中期的には、カラオケは広い世代に支持される身近なレジャーとして定着していることから、需要はコロナ禍以前の水準（国内参加人口：約4,700万人）を回復するものと考えており、高い市場占有率を有する業務用カラオケ事業及びカラオケ・飲食店舗事業に経営資源を積極的に投入することにより、競争力及び収益力の強化を進めてまいります。また、新規事業の育成にも注力し、持続的な成長を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

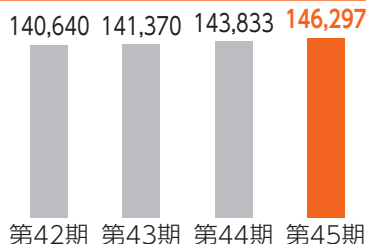
科目	第42期 (2017年3月期)	第43期 (2018年3月期)	第44期 (2019年3月期)	第45期 (2020年3月期)
経営成績 (百万円)				
売上高	140,640	141,370	143,833	146,297
営業利益	20,694	21,103	19,672	19,058
営業利益率 (%)	14.7	14.9	13.7	13.0
経常利益	22,539	21,857	20,881	20,133
親会社株主に帰属する当期純利益	11,115	13,115	15,600	12,555
財務状況 (百万円)				
総資産	186,927	180,190	188,814	181,567
純資産	119,069	125,356	132,636	136,205
キャッシュ・フロー (百万円)				
営業活動によるキャッシュ・フロー	33,076	33,303	30,221	28,155
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,331	△22,841	△14,192	△21,430
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,546	△21,951	△9,547	△15,872
現金及び現金同等物の期末残高	61,254	49,736	56,439	47,232
1株当たりデータ (円)				
1株当たり当期純利益	193.53	229.97	274.43	221.87
1株当たり純資産	2,057.98	2,173.02	2,310.79	2,386.30
1株当たり配当金 (年間)	109.00	111.00	112.00	113.00
主要経営指標 (%)				
総資産経常利益率 (ROA)	12.3	11.9	11.3	10.9
自己資本当期純利益率 (ROE)	9.7	10.9	12.2	9.5
自己資本比率	62.9	68.7	69.3	74.0

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等に基づき、第42期及び第43期の総資産及び主要経営指標については遡及処理後の数値を記載しております。

売上高

(単位:百万円)

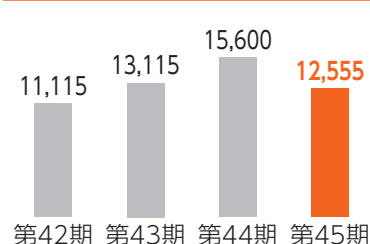


営業利益

(単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株)北海道第一興商	70	100.0	カラオケ機器の販売、賃貸及びカラオケルームの運営
(株)東北海道第一興商	40	100.0	同 上
(株)北東北第一興商	70	100.0	同 上
(株)東北第一興商	90	100.0	同 上
(株)常磐第一興商	90	100.0	同 上
(株)群馬第一興商	70	100.0	同 上
(株)栃木第一興商	40	100.0	同 上
(株)埼玉第一興商	90	100.0	同 上
(株)東東京第一興商	70	100.0	同 上
(株)台東第一興商	90	100.0	同 上
(株)城西第一興商	70	100.0	同 上
(株)湘南第一興商	90	100.0	同 上
(株)新潟第一興商	40	100.0	同 上
(株)長野第一興商	70	100.0	同 上
(株)静岡第一興商	90	100.0	同 上
(株)東海第一興商	90	100.0	同 上
(株)北陸第一興商	70	100.0	同 上
(株)京都第一興商	40	100.0	同 上
(株)第一興商近畿	90	100.0	同 上
(株)京阪第一興商	70	100.0	同 上
(株)兵庫第一興商	90	100.0	同 上
(株)九州第一興商	70	100.0	同 上
(株)沖縄第一興商	70	100.0	同 上
(株)ディーケーファイナンス	60	100.0	金融業、不動産賃貸業
(株)Airside	3	100.0	カラオケルームの運営
日本クラウン(株)	250	80.3	音楽・映像ソフトの制作及び販売
(株)徳間ジャパンコミュニケーションズ	270	100.0	同 上
(株)トライエム	50	100.0	著作権の取得及び管理
(株)韓国第一興商	450百万W	100.0	カラオケ機器、ソフトの輸出入及び販売
第一興商 (上海) 電子有限公司	100百万円	100.0	カラオケ機器の開発及び販売

(企業結合の経過及び成果)

上記重要な子会社30社を含む38社が連結対象子会社であります。当連結会計年度の連結売上高は前年同期比1.7%増加の146,297百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比19.5%減少の12,555百万円であります。

(7) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)**① 当社**

本店	東京都品川区北品川五丁目5番26号		
支店	東京支店 (東京都中野区) 豊橋支店 (愛知県豊橋市) 松戸支店 (千葉県松戸市)	横浜支店 (神奈川県横浜市) 千葉支店 (千葉県千葉市) 広島支店 (広島県広島市)	多摩支店 (東京都立川市) 大阪支店 (大阪府大阪市)
カラオケルーム及び飲食店舗	上記のほか全国に21支店、9営業所、7出張所があります。 東京、千葉、横浜、大阪、広島ほか全国に481店舗があります。		

② 子会社

国内	
北海道地区	(株)北海道第一興商 (北海道札幌市) ほかに1社
東北地区	(株)東北第一興商 (宮城県仙台市) ほかに1社
関東・甲信越地区	(株)台東第一興商 (東京都台東区) ほかに22社
東海・近畿地区	(株)東海第一興商 (愛知県名古屋市) ほかに5社
九州地区	(株)九州第一興商 (福岡県福岡市) ほかに1社
カラオケルーム及び飲食店舗	上記国内子会社のもと、全国に271店舗があります。
在外	
アジア	第一興商 (上海) 電子有限公司 (中国上海) ほかに2社

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比増減
3,489名	22名増

- (注) 1. 上記従業員数には嘱託従業員を含んでおります。
2. 上記のほか年間平均の臨時従業員数は5,536名(1日8時間換算)であります。

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,917名	53名増	40.0歳	11.0年

- (注) 1. 上記従業員数には嘱託従業員を含んでおります。
2. 上記のほか年間平均の臨時従業員数は3,418名(1日8時間換算)であります。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
(株)三菱UFJ銀行	3,440
(株)みずほ銀行	2,481
(株)三井住友銀行	2,101
(株)横浜銀行	1,207
農林中央金庫	1,165
(株)新生銀行	1,025

2 会社の株式に関する事項

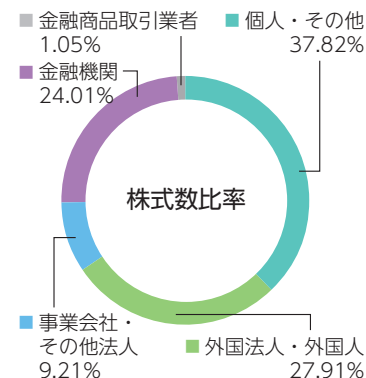
株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
 ② 発行済株式の総数 57,234,200株 (自己株式904,712株含む)
 ③ 株主数 14,192名
 ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
保志忠郊	6,246	11.1
保志治紀	6,119	10.9
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	3,803	6.8
(株)ホシ・クリエート	2,449	4.3
JP MORGAN CHASE BANK 380055	2,355	4.2
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	1,992	3.5
アサヒビール(株)	1,820	3.2
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	1,575	2.8
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	1,380	2.5
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,349	2.4

(注) 持株比率は自己株式 (904,712株) を控除して計算しております。

所有者別株式分布状況



3 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

名称	発行決議の日	保有者数	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	行使価額	行使期間
2015年度新株予約権	2015年6月19日	取締役6名 (社外、非常勤取締役除く)	146個	当社普通株式 14,600株	1株当たり 3,596円	1株当たり 1円	2015年 7月7日から 2055年 7月6日まで
2016年度新株予約権	2016年6月24日	取締役6名 (社外、非常勤取締役除く)	126個	当社普通株式 12,600株	1株当たり 3,538円	1株当たり 1円	2016年 7月14日から 2056年 7月13日まで
2017年度新株予約権	2017年6月23日	取締役7名 (社外、非常勤取締役除く)	139個	当社普通株式 13,900株	1株当たり 4,446円	1株当たり 1円	2017年 7月13日から 2057年 7月12日まで
2018年度新株予約権	2018年6月22日	取締役7名 (社外、非常勤取締役除く)	192個	当社普通株式 19,200株	1株当たり 4,239円	1株当たり 1円	2018年 7月12日から 2058年 7月11日まで
2019年度新株予約権	2019年6月21日	取締役9名 (社外、非常勤取締役除く)	249個	当社普通株式 24,900株	1株当たり 3,776円	1株当たり 1円	2019年 7月11日から 2059年 7月10日まで

- (注) 1. 新株予約権者は、上記行使期間において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できる。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使できる。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	保志 忠郊		
専務取締役	和田 康孝	兼上席執行役員	日本クラウン(株)代表取締役社長 (株)徳間ジャパンコミュニケーションズ代表取締役社長 (株)韓国第一興商理事長
専務取締役	熊谷 達也	兼上席執行役員	開発本部長兼制作本部管掌 第一興商(上海)電子有限公司董事長
専務取締役	村井 裕一	兼上席執行役員	開発本部副本部長兼 DAMシステム部長
常務取締役	渡邊 泰人	兼上席執行役員	制作本部長兼編成企画部長 兼開発本部管掌 (株)第一興商音楽出版代表取締役社長
取締役	竹花 則幸	兼上席執行役員	制作本部 コミュニケーションデザイン部長
取締役	大塚 賢治	兼上席執行役員	営業統括本部長
取締役	飯島 毅	兼上席執行役員	店舗事業本部長兼店舗開発部長
取締役	保志 治紀	兼上席執行役員	管理本部長兼財務部長 (株)ホシ・クリエート代表取締役社長
取締役	馬場 勝彦		(株)九州第一興商代表取締役社長※ (株)沖縄第一興商代表取締役社長※
取締役(社外)	古田 敦也		
取締役(社外)	増田 千佳		
常勤監査役(社外)	大塚 信明		
常勤監査役(社外)	梅津 広		
常勤監査役	小林 成樹		
監査役(社外)	有近 真澄		

- (注) 1. 取締役古田敦也、増田千佳は社外取締役であり、常勤監査役大塚信明、梅津広及び監査役有近真澄は社外監査役であります。全員を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役大塚信明は、長年にわたる金融機関勤務並びに他社での監査役の経験等により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 常勤監査役梅津広は、公認会計士としての豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 常勤監査役小林成樹は、長年にわたり当社の経理部門を統括しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は執行役員制度を採用しており、上記上席執行役員のほか1名の上席執行役員及び5名の執行役員で構成しております。
6. ※印は当社と同一部類の営業を行っている会社であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役 (内、社外取締役)	14 (2)	622 (36)
監査役 (内、社外監査役)	4 (3)	79 (59)
合計	18	701

- (注) 1. 上記には、2019年6月21日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は2005年6月26日開催の第30回定時株主総会において、年額8億円以内と決議いただいております。また、2015年6月19日開催の第40回定時株主総会において、社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役に対して、年額2億円以内の範囲で新株予約権を割り当てることを決議いただいております。上記報酬等の額には、当期において計上した新株予約権の割り当てに係わる報酬96百万円が含まれております。
4. 監査役の報酬限度額は2015年6月19日開催の第40回定時株主総会において、年額1億1千万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	古田 敦也	当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席し、株主及びステークホルダーの視点に立ち、議案の審議等に適宜助言、提言を行っております。また、2016年に発足した「人事・報酬諮問委員会」においては委員長として会を運営しております。
取締役	増田 千佳	当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席し、株主及びステークホルダーの視点に立ち、議案の審議等に適宜助言、提言を行っております。また、2016年に発足した「人事・報酬諮問委員会」においては委員として会を運営しております。
常勤監査役	大塚 信明	当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席及び監査役会16回すべてに出席し、三菱UFJフィナンシャル・グループにおける豊富な職務経験や他社における監査役経験等による知見を活かし、必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	梅津 広	当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席及び監査役会16回すべてに出席し、有限責任あずさ監査法人における豊富な財務及び会計に関する広範な経験・知見を活かし、必要な発言を適宜行っております。
監査役	有近 真澄	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席及び監査役会16回すべてに出席し、2001年より非常勤監査役を務めていることから当社の業務内容を熟知し深い知見を有し、必要な発言を適宜行っております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (百万円)
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項についての報酬等の額	72
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74

- (注) 1. 当社とEY新日本有限責任監査法人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分していませんので、上記報酬額はこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠等について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する会計基準」に関する助言・指導業務等について対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	65,737
現金及び預金	47,992
受取手形及び売掛金	4,758
たな卸資産	7,777
その他	5,331
貸倒引当金	△122
固定資産	115,829
有形固定資産	77,935
建物及び構築物	5,768
カラオケ賃貸機器	9,813
カラオケルーム及び飲食店舗設備	20,118
土地	40,600
その他	1,634
無形固定資産	10,199
のれん	2,900
その他	7,299
投資その他の資産	27,693
投資有価証券	3,157
長期貸付金	745
繰延税金資産	6,485
敷金及び保証金	15,249
その他	2,127
貸倒引当金	△71
資産合計	181,567

科目	金額
負債の部	
流動負債	22,433
支払手形及び買掛金	4,929
短期借入金	2,786
未払金	7,986
未払法人税等	2,117
賞与引当金	1,184
その他	3,429
固定負債	22,927
長期借入金	11,045
繰延税金負債	29
役員退職慰労引当金	943
退職給付に係る負債	7,270
その他	3,638
負債合計	45,361
純資産の部	
株主資本	135,656
資本金	12,350
資本剰余金	4,003
利益剰余金	123,891
自己株式	△4,589
その他の包括利益累計額	△1,236
その他有価証券評価差額金	△221
土地再評価差額金	△733
為替換算調整勘定	△26
退職給付に係る調整累計額	△254
新株予約権	310
非支配株主持分	1,475
純資産合計	136,205
負債及び純資産合計	181,567

連結計算書類

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		146,297
売上原価		92,362
売上総利益		53,935
販売費及び一般管理費		34,876
営業利益		19,058
営業外収益		
受取利息	31	
受取手数料	150	
受取協賛金	366	
その他	870	1,419
営業外費用		
支払利息	114	
為替差損	19	
解約違約金	59	
その他	151	344
経常利益		20,133
特別利益		
固定資産売却益	28	
投資有価証券売却益	39	68
特別損失		
固定資産処分損	179	
減損損失	1,250	
投資有価証券売却損	96	
投資有価証券評価損	130	1,658
税金等調整前当期純利益		18,543
法人税、住民税及び事業税	6,041	
法人税等調整額	△125	5,915
当期純利益		12,628
非支配株主に帰属する当期純利益		72
親会社株主に帰属する当期純利益		12,555

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	38,416
現金及び預金	22,438
受取手形	86
売掛金	4,334
商品	7,080
前渡金	42
前払費用	3,290
未収収益	85
短期貸付金	144
その他	950
貸倒引当金	△35
固定資産	93,633
有形固定資産	55,617
建物	2,593
構築物	256
工具、器具及び備品	827
カラオケ貸貸機器	5,806
カラオケルーム及び飲食店舗設備	13,718
土地	32,166
建設仮勘定	247
無形固定資産	7,014
のれん	293
借地権	44
商標権	1
ソフトウェア	2,638
音源映像ソフトウェア	3,920
その他	115
投資その他の資産	31,001
投資有価証券	3,122
関係会社株式	9,762
出資金	96
関係会社出資金	130
長期貸付金	360
破産更生債権等	21
長期前払費用	1,327
繰延税金資産	3,241
敷金及び保証金	12,464
その他	532
貸倒引当金	△57
資産合計	132,050

科目	金額
負債の部	
流動負債	29,382
支払手形	1,643
買掛金	2,999
短期借入金	15,446
未払金	6,066
未払費用	387
未払法人税等	986
未払消費税等	450
前受金	278
預り金	317
前受収益	36
賞与引当金	724
その他	44
固定負債	17,942
長期借入金	10,000
退職給付引当金	4,764
その他	3,178
負債合計	47,325
純資産の部	
株主資本	85,370
資本金	12,350
資本剰余金	4,002
資本準備金	4,002
利益剰余金	73,606
その他利益剰余金	73,606
別途積立金	16,604
繰越利益剰余金	57,002
自己株式	△4,589
評価・換算差額等	△955
その他有価証券評価差額金	△221
土地再評価差額金	△733
新株予約権	310
純資産合計	84,725
負債及び純資産合計	132,050

計算書類

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
商品売上高	13,990	
カラオケ機器賃貸収入	40,066	
カラオケ及び飲食店舗運営収入	41,767	
その他営業収入	7,233	103,057
売上原価		
商品売上原価	9,064	
カラオケ機器賃貸収入原価	17,847	
カラオケ及び飲食店舗運営収入原価	35,156	
その他営業収入原価	5,888	67,957
売上総利益		35,100
販売費及び一般管理費		21,776
営業利益		13,323
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,564	
受取協賛金	316	
為替差益	45	
その他	560	2,487
営業外費用		
支払利息	76	
社債利息	17	
支払手数料	20	
その他	91	205
経常利益		15,605
特別利益		
固定資産売却益	48	
投資有価証券売却益	39	88
特別損失		
固定資産除売却損	102	
減損損失	929	
投資有価証券売却損	96	
投資有価証券評価損	130	1,258
税引前当期純利益		14,434
法人税、住民税及び事業税	3,986	
法人税等調整額	△240	3,745
当期純利益		10,689

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

2020年5月12日

独立監査人の監査報告書

株式会社第一興商
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 美岐 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三木 練太郎 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社第一興商の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社第一興商及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

2020年5月12日

独立監査人の監査報告書

株式会社第一興商
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 林 美岐 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三木 練太郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社第一興商の2019年4月1日から2020年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告 謄本

監査報告

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

株式会社第一興商 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 大塚 信明 ㊞
 常勤監査役(社外監査役) 梅津 広 ㊞
 常勤監査役 小林 成樹 ㊞
 社外監査役 有 近 真 澄 ㊞

以上

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の投資等のための内部留保を勘案の上、連結業績に応じた積極的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当は、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき57円（中間配当を含め年113円）

配当総額は3,210,780,816円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月22日

第2号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役大塚信明、有近真澄の両氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ありちか	ますみ					
1	有近	真澄	生年月日	1958年9月21日	取締役会への出席状況	17回/18回 (94%)	
			所有する当社の株式数	0株	監査役会への出席状況	16回/16回 (100%)	

再任

社外

独立役員

略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1987年9月 有限会社紙の舟 代表取締役社長（現任）

2001年6月 当社監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

有近真澄氏は、長年の音楽楽曲並びに音楽著作権の管理会社経営経験等により、音楽関連業務、音楽業界全般に相当程度の知見を有していることから、社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 有近真澄氏は社外監査役の候補者であります。
3. 有近真澄氏は現在当社の社外監査役ですが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって19年となります。
4. 当社は、有近真澄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としており、有近真澄氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、有近真澄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号 **2** **柴野 浩良**

しばの ひろよし

新任

生年月日 1962年2月23日 取締役会への出席状況 —
所有する当社の株式数 19,100株 監査役会への出席状況 —

略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1982年1月	株式会社東海第一興商 入社
1982年7月	株式会社姫路第一興商(現 株式会社兵庫第一興商) 入社
1983年10月	株式会社ハリマ第一興商(現 株式会社兵庫第一興商) 入社
1991年4月	株式会社ハリマ第一興商(現 株式会社兵庫第一興商) 取締役
1998年4月	株式会社ハリマ第一興商(現 株式会社兵庫第一興商) 代表取締役社長
2012年3月	株式会社兵庫第一興商 代表取締役社長 退任
2012年4月	株式会社京阪第一興商 代表取締役社長
2017年6月	株式会社京阪第一興商 代表取締役社長 退任
2017年7月	当社顧問（現任）

監査役候補者とした理由

柴野浩良氏は、長年販売子会社の営業及び店舗運営部門に携わり、特に関西地区を統括しておりました。また、子会社経営で豊富な経験・見識を有していることから、社内監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 株式会社ハリマ第一興商と株式会社姫路第一興商は、2004年4月に株式会社ハリマ第一興商を存続会社として合併し、社名を株式会社兵庫第一興商へ変更しております。

(ご参考)

〈経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補の指名に係る方針・手続き〉

当社では、経営陣幹部・取締役の期待役割を「取締役業績評価基準」の中で「取締役の期待役割」7項目（イノベーションの気概・変化への柔軟性・本質を見抜く力・ビジョンを掲げる力・過去からの脱却・多様性の活用・リスク管理）として明示しております。

経営陣幹部の選任については、同「期待役割」に加え、当社グループの経営理念に基づいた戦略の構想力と、強力な業務執行能力を必須条件としております。

取締役候補の指名については、上述の「取締役の期待役割」7項目に、それぞれの人格と管理・監督機能の執行に必要な見識等を総合的に勘案し、適任者を指名しております。

監査役候補に関しては、企業リスクに関する洞察と経営者に対する忌憚のない発言力、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる適任者を指名しております。

経営陣幹部の選任並びに取締役及び監査役候補の指名にあたっては、社外取締役を委員長とする「人事諮問委員会」にて事前審議を行い、取締役会に意見の具申を致します。取締役会はこれら意見を慎重に協議したうえで決定いたします。

経営陣幹部の解任については、経営陣幹部に選任事由からの逸脱が認識された時点で、取締役会が判断いたします。しかし乍ら、何らかの事由により取締役会が機能不全となった場合のフェイルセーフ・システムとして、社外取締役を委員長とする「人事諮問委員会」が取締役会に対し、解任の助言・提言を行う事としております。

〈当社の独立役員の独立性の判断基準〉

当社では、「独立役員の独立性の判断基準」を定め、次の各項目のいずれにも該当しない者を独立役員として指定しております。

- (1) 当社及び当社の関係会社の業務執行者又は過去10年間に於いて当社及び当社の関係会社の業務執行者であった者
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
- (4) 当社の大株主(直接・間接的により議決権の10%以上を保有している者)又はその業務執行者
- (5) 当社が直接・間接的により議決権の10%以上を保有している者又はその業務執行者
- (6) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- (7) 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- (8) 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- (9) 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者又は法人、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- (10) 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼務している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用者である者
- (11) 上記(2)～(10)に過去3年間に於いて該当していた者
- (12) 上記(1)～(11)に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

以上

株主優待のお知らせ

2020年3月31日最終の株主名簿に記載された100株以上ご所有の株主様に、保有株式数に応じて優待券を贈呈いたします。

所有株式数	優待内容	
	年2回発行	
	優待券 ^{※1}	CD交換 ^{※2}
100株以上1,000株未満	500円券× 10枚	1枚
1,000株以上	500円券× 25枚	2枚

※1 当社が運営する「ビッグエコー」店舗、「楽蔵」「ウメ子の家」「びすとろ家」などの飲食店などをご利用いただけます。

※2 優待券全額と引き換えを条件に、アルバムCDと交換いただけます。

贈呈時期 2020年6月22日より送付開始

有効期間 2020年7月1日～2020年12月31日

株主優待の有効期限延長のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、株主の皆様が外出を控えられている状況と、直営全店舗の臨時休業を実施している状況を考慮し、2019年12月に送付いたしました株主優待につきまして、右記の通り有効期限を3か月延長いたしました。

有効期限	
変更前	変更後
2020年6月30日(火)	2020年9月30日(水)

株式事務のご案内

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
上記基準日	定時株主総会については3月31日 その他必要あるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めます。
剰余金の配当受領 株主確定日	期末配当金については3月31日 中間配当金については9月30日
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.dkkaraoke.co.jp/
株主名簿管理人 及び特別口座の 口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先 (電話照会先 郵便物送付先)	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (フリーダイヤル) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

